

# 平成29年度事業報告書

## 第1 基本的な考え方

当協会における当面の目標は、事業運営について、さらに公益社団法人にふさわしいものを目指すことを目指し、今年度においては、事業を事業計画に沿って的確に実施するとともに、公益目的事業の収支バランスの一層の適正化を図り、公益法人型事業運営への移行をさらに積極的に進めた。

## 第2 運営上の基本方針

公益法人型事業運営においては、当協会の場合、6つの公益目的事業すべての適切な実施の確保が原則になるので、今年度においては、各公益目的事業について、現実的な調整の下に相互間の均衡を保ちつつ、目的・目標を明確にし、かつ、その達成に向け適切な方法により進めるよう努めた。

[注1] ここにいう『6つの公益目的事業』とは、以下のとおりである。(平成23年9月9日付の公益認定の公示・別紙による。なお、各公益目的事業の末尾【】内の表示は、当協会の事業運営の便宜のために付した略称である。)

- [1] J I S規格のない保護具等に係る型式認定及び型式認定合格マーク表示制度の運用により事業場等における良質で効果的な保護具等の活用を推進する事業【保護具等型式認定および推奨事業】
- [2] 事業場等の労働安全衛生担当者等に対し保護具等の展示および体験機会の提供を行うことにより事業場等における適正な保護具等の普及とともに、その正しい使用方法等の定着を促進する事業【保護具等展示・体験機会提供事業】
- [3] 保護具等の品質の確保等のためJ I S規格及びI S O規格を整備するとともに、それらの規格の普及を図るための事業【J I S・I S O安全衛生規格等整備事業】
- [4] 技術進歩及び社会のニーズの変化に対応した保護具等の開発等を推進するとともに、開発された優良・快適保護具等の普及促進を図る事業【優良・快適保護具等開発推進・普及促進事業】
- [5] 事業場等に対する適正な保護具等の活用の指導等を行うための指導基準の整備及び保護具アドバイザーの養成及び確保を推進する事業【保護具アドバイザー養成・確保等事業】

〔6〕 当協会又はその会員会社が保護具アドバイザーを事業場、団体等に派遣して、その者に事業場等の労働安全衛生担当者等に保護具等の適正な活用についての指導、情報提供等を行わせる事業【アドバイスサービス事業】

そして〔1〕～〔4〕を「安全衛生保護具等開発普及支援事業」として一括りにし、また〔5〕～〔6〕を「安全衛生保護具等活用定着支援事業」として一括りにして、2つを大きな柱として公益目的事業を推進・展開していくこととした。

### 第3 公益目的事業

今年度においては、安全衛生保護具等開発普及支援事業としての4つの公益目的事業および安全衛生保護具等活用定着支援事業としての2つの公益目的事業を、それぞれ次に掲げるところにより推進することに努めた。

#### 1 安全衛生保護具等開発普及支援事業の効果的実施

##### (1) 保護具等型式認定および推奨事業（公益目的事業その1）

###### ア プロテクティブスニーカー型式認定・推奨事業の適正な実施

JIS規格を充足していないが、作業靴として市場に広く流通している製品について、その品質および性能を担保して、良質かつ高機能でなおかつ安価な製品を推奨し普及させることが、事業場等における労働者の足部に係る労働災害の防止にとって極めて効果的であるという認識に立って、プロテクティブスニーカー（以下「プロスニーカー」という。）についての型式認定および推奨事業（以下「プロスニーカー型式認定・推奨事業」という。）を、今年度においても以下のとおり実施した。

###### (ア) 今年度の目標

今年度においては、目標の達成を目指して、以下のとおり本事業の適切な実施に努めた。

〔1〕 型式認定合格品であるプロスニーカー（以下「型式認定プロスニーカー」という。）型式認定合格標章（マーク）（以下「合格標章」という。）の表示及び型式認定合格証明票（通称：型式認定合格品タグ）（以下「証明票」という。）の取付けの普及促進を図るため、抽出調査の実施による確認を行うとともに、パンフレット、ポスター等の作成・配付を行った。

〔2〕 当協会及び日本プロテクティブスニーカー協会（以下「プロスニーカー協会」という。）の各ホームページにおける本事業に関する適切な掲載内容の充実及び整備に努めた。

〔3〕 市場に流通する型式認定プロスニーカーの比率並びに協会会員及び非会員における型式認定プロスニーカー製造業者（以下「型式認定業者」という。）の比率の一層の向上を目指した結果、型式認定を取得したプロスニーカーの数

が前年に比べ約10%増加した。

[4] 型式認定の申請に必要な公的機関による試験に合格できる製造業者を育成するため、型式認定の新規申請のあった5社に対して、メール等での情報提供を行った。

[5] 型式認定プロスニーカーを購入・使用している事業場、利用者等による型式認定プロスニーカーの有用性等に関する評価等を把握するため、平成29年10月に、神奈川県厚木市のホームセンター4店を訪問し、それらのホームセンターの担当者から購入者などの意見を聞いた。

[6] 市場に流通する型式認定プロスニーカーの合格標章の表示その他型式認定合格品としての条件具備を確認等するため、認定品60品目、非認定品40品目を購入し、抽出調査及びその事後措置を適切に実施した。

[7] 市場に流通する型式認定プロスニーカー以外の作業・保護靴（以下「非型式認定合格品」という。）についての、虚偽の表示その他の問題とともに、品質および性能の水準を把握等するための買取りによる抽出調査を行った結果、平成29年度は買取り品数種類に誤認表示が見つかったため、今後メーカーを訪問し、プロスニーカーの表示規程を説明して是正の指導を行う予定である。

[8] 型式認定プロスニーカーの普及促進を図るためのホームページの整備・活用、リーフレット、ポスター、店頭小旗等資料の作成・配布、業界誌等への広告掲載、キャンペーンの展開その他周知活動の積極的に実施することを目標として、平成29年度は、月刊誌「需要創造」、業界紙「建設の安全」等を中心に17回の広告掲載を行うとともに、労働災害防止対策重点業種の陸上貨物運送事業者などに対してプロスニーカー型式認定制度の周知に努めた。また、新規広告媒体として日経産業新聞、日本工業新聞、日刊建設通信新聞及び日刊建設工業新聞の新聞4紙に広告を掲載するとともに、ダイヤモンドホームセンターへの広告掲載を行うことにより、プロスニーカーのなお一層の普及促進に努めた

#### (イ) 型式認定の実施

当協会の「プロテクティブスニーカー規格（JSAA1001）」（以下「プロスニーカー規格」という。）の対象となるプロスニーカーについて、その製造・販売業者からの型式認定の申請を受け、平成23年5月30日制定の型式認定業務実施要領にしたがってプロスニーカー規格及びこの規格に基づき制定した当協会の型式認定基準による合否の判定を行った。

平成29年度においては、新規申請は74件、追加申請は35件、合計109件の申請があり（昨年より10件増）、厳正に審査した結果、すべて合格であった。

(ウ) 合格標章の表示

型式認定業者に対し、当協会が制定・公表している合格標章を型式認定プロスニーカーの内側に表示するよう指導・勧奨するとともに、事業場等にこの表示のある型式認定プロスニーカーの購入・使用について助言等を行った。

(エ) 証明票の取付け

型式認定業者に上記の(ウ)の合格標章の表示を確実に行わせるとともに、型式認定プロスニーカーを購入しようとする者がそれと容易に確認をすることができるようにするため、型式認定業者に対し、当協会が有料頒布する証明票を型式認定プロスニーカーの外側に取り付けるよう指導・勧奨するとともに、事業場等にこれを取り付けた型式認定プロスニーカーの購入・使用について助言等を行った。

なお、証明票については今年度から、楕円型の裏デザインへプロブーツ画像を追加し、変更お知らせチラシの作成も行った。

(オ) 型式認定プロスニーカーの普及促進

a 抽出調査の適切な実施

抽出調査業務等実施要領に従って、市場に流通している型式認定プロスニーカーについて上記の(ウ)の合格標章の表示及び(エ)の証明票の取付けその他型式認定合格品としての条件具備を把握し、また非型式認定プロスニーカーについては虚偽の表示の有無その他の問題および品質等の水準を把握等するため、プロスニーカー協会との協力のもとに、買取りによる抽出調査の適切な実施に努めた。

b 事後措置の適切な実施

上記のaの抽出調査の実施結果に基づき、データの公表、資料の作成等を行うとともに、それらの活用により関係の製造・販売業者に対する指導その他関係者に対する情報提供等を行った。

c その他普及促進活動の実施

当協会において、社会における型式認定プロスニーカーの使用を普及させるため、本型式認定・推奨制度についての広報の実施、関係の製造・販売業者に対する情報提供および技術指導の実施、事業場に対する型式認定プロスニーカーの使用の勧奨、認定プロスニーカーの利用者における満足度等の調査の実施、ホームページの整備・活用、リーフレット、ポスター、店頭小旗等資料の作成・配布、キャンペーンの展開その他周知活動の積極的な実施に努めた。本年度は、特に、日経産業新聞、日本工業新聞、日刊建設通信新聞、日刊建設工業新聞の4紙に広告を掲載し、なお一層の普及促進に努めた。

(カ) 業務委託による実施

- a 上記の(オ)の普及促進活動に係る業務のうち、業界誌等への広告掲載、型式認定業者数の動向、型式認定プロスニーカーの市場における流通比率、型式認定プロスニーカーの利用者における満足度等の把握その他実態把握および非型式認定品に係る買取りによる抽出調査の実施は、プロスニーカー協会に委託して実施した。
- b 上記のaで委託した業務の適切な実施を確保するため、プロスニーカー協会に対して指導と協力を行った。

(キ) 型式認定・推奨事業の適正な実施の確保

「型式認定・推奨事業適正化委員会設置要綱」（平成22年12月16日会長決裁）に基づき、当協会に設置した「プロスニーカー型式認定・推奨事業適正化委員会」を、平成30年3月28日に開催し、次のことについてのチェック、指導等を受け、これらの結果に基づき、当協会において必要な改善等に努めた。

- 〔1〕 上記の(イ)の型式認定の実施
- 〔2〕 上記の(オ)の型式認定プロスニーカーの普及促進
- 〔3〕 上記の(ア)の今年度の目標の達成状況
- 〔4〕 その他本型式認定・推奨事業の適正な実施のために必要なこと

イ 一般利用者向け高視認性安全服に係る型式認定・推奨事業の推進

平成27年10月に発行されたJIST8127「高視認性安全服」に規定されている性能要求は、高リスクレベルの環境（高速道路、一般道路、駐車場などの作業環境）の作業者が着用する高視認性安全服が対象であり、中低リスクレベルの環境の一般利用者（一般歩行者、一般作業員、児童、高齢者、ジョガー、二輪車・自動二輪車乗車者等）については対象としていないが、現状においては中低リスクレベルの環境の一般利用者が交通事故等の災害に遭うケースが数多く発生している。

このため、中低リスクレベルの環境の一般利用者を対象として平成29年11月に制定した「一般利用者向け高視認性安全服規格（JSA A2001）」に係る型式認定・推奨事業の積極的かつ適正な推進を図った。

(ア) 今年度の目標

- 〔1〕 型式認定合格品である一般利用者向け高視認性安全服（以下「型式認定合格品」という。）の型式認定表示（以下「認定表示」という。）の表示及び型式認定合格証明票（型式認定品タグ）（以下「証明票」という。）の取付

## けの普及促進

〔2〕当協会、関係団体等の各ホームページにおける本事業に関する適切な掲載内容の充実

〔3〕型式認定の申請に必要な公的機関による試験に合格できる製造業者を育成するための情報提供および技術指導の推進

〔4〕型式認定合格品の普及促進を図るためのホームページの整備・活用、リーフレット等資料の作成・配布、業界誌等への広告掲載、キャンペーンの展開その他周知活動の積極的な実施

### (イ) 型式認定の実施

一般利用者向け高視認性安全服規格に適合する高視認性安全服について、その製造・販売業者からの型式認定の申請を受け、平成29年11月1日制定の型式認定・推奨事業運用規程にしたがって一般利用者向け高視認性安全服規格及び型式認定基準による合否の判定を適正に行う予定である。

### (ウ) 型式認定の表示

当協会が制定・公表している型式認定表示を製品ごとに表示するよう型式認定業者に対して指導・勧奨するとともに、事業場等に対してこの表示のある型式認定合格品の購入・使用についての助言等を行う予定である。

### (エ) 証明票の取付け

一般利用者向け高視認性安全服を購入しようとする者が型式認定合格品を容易に確認することができるようにするため、当協会が有料頒布する証明票を型式認定合格品に取り付けるよう型式認定業者に対して指導・勧奨するとともに、事業者等に対してこれを取り付けた製品の購入・使用についての助言等を行う予定である。

### (オ) 型式認定合格品の普及促進

型式認定合格品を一般社会に普及させるため、本型式認定・推奨制度についての広報の実施、関係の製造・販売業者に対する説明会、情報提供、技術指導等の実施、型式認定合格品の使用の勧奨、ホームページの整備・活用、リーフレット等資料の作成・配布等の周知活動の積極的な実施に努めた。

### (カ) 型式認定・推奨事業の適正な実施の確保

「一般利用者向け高視認性安全服に係る型式認定・推奨事業運用委員会設置要綱」（平成29年11月1日制定）に基づき、当協会に設置した「一般利用者向け高視認性安全服に係る型式認定・推奨事業運用委員会」の運営により、次のことについてのチェック、指導等を受け、これらの結果に基づき必要な改善等に

努める予定である。

〔1〕 上記の（イ）の型式認定の実施

〔2〕 上記の（オ）の型式認定合格品の普及促進

〔3〕 上記の（ア）の今年度の目標の達成状況

〔4〕 その他本型式認定・推奨事業の適正な実施のために必要なこと

(2) 保護具等展示・体験機会提供事業（公益目的事業その2）

ア 保護具等展示・体験機会提供の実施

(ア) 神奈川県産業資源循環協会の「第7回安全衛生大会」における展示

神奈川県産業資源循環協会から平成29年5月30日に横浜市情報文化センターで開催された「第7回安全衛生大会」における保護具の展示要請があり、当協会維持会員である各工業会・研究会に展示依頼した。

その結果、11工業会・研究会から展示の申し出があり、当日、同会場において展示及び普及・促進活動を行った。

(イ) セメント協会主催の「第67回セメント安全衛生大会」における展示

セメント協会から平成29年6月8日、9日に東京証券会館ホールで開催された「第67回セメント安全衛生大会における保護具（安全帯、保護帽、安全靴、防護服、熱中症予防対策商品）の展示要請があり、関連する保護具を扱う各工業会・研究会・当協会会員各社に展示依頼した。

その結果、5社から展示の申し出があり、当日会場において展示及び普及・促進活動を行った。

(ウ) 「平成29年度子ども霞ヶ関見学デー」における展示

厚生労働省労働基準局安全衛生部から平成29年8月2日、3日に中央合同庁舎5号館2階講堂で開催された「平成29年度子ども霞ヶ関見学デー」における保護具の展示要請があり、関連する保護具を扱う各工業会・研究会・当協会会員各社に展示依頼した。

その結果、11社から展示の申し出があり、当日会場において展示及び普及・促進活動を行った。

(エ) 「緑十字展2017 in 神戸」における保護具体験道場への協賛

平成29年11月8日～10日に開催された「緑十字展2017 in 神戸」において、日本労働災害防止推進会が主催する「保護具体験道場」に協賛するとともに、経費の負担、同道場への人員の提供等を行った。

(オ) 「産業保健フォーラム IN TOKYO 2017」における展示

東京労働局から平成29年10月26日にティアラこうとうで開催された「産業保健フォーラム IN TOKYO 2017」における保護具（マスク、腰痛ベルト、プロテクティブスニーカー、耳栓）展示の要請があり、関連する保護具を扱う各工業会・研究会の協力を得て、それらの保護具の展示を行い、普及促進を図った。

(カ) (公社) ボイラ・クレーン安全協会「第55回溶接士溶接技能競技全国大会」における展示説明

(公社) ボイラ・クレーン安全協会から平成30年1月19日に産学共同センターで開催された「第55回溶接士溶接技能競技全国大会」における保護具（マスク、メガネ）展示の要請があり、関連する2工業会の協力を得て、それらの展示説明を実施し、普及促進を図った。

(キ) 保護具等の日常的展示拠点の確保

平成24年4月から、産業医科大学産業生態科学研究所の協力により設置している「保護具等常設展示場」は、同大学が主催する各種講習会や学生の教育用教材として活用され、大変好評を得ているところである。

今後、保護具の日常的展示拠点としてさらに有効かつ有意義に活用されるよう同大学との連携調整等に務めるとともに、常に最新の保護具情報を提供する必要があることから、今年度も、平成30年2月27日に展示品のメンテナンスを実施した。

また、建設業労働災害防止協進会（19社）が常設展示している建設業労働災害防止協会建設業安全衛生教育センター（佐倉市）においても、(公社)日本保安用品協会の会員の展示であり、建設業労働災害防止協進会とも連携を図りながら、展示の更なる充実に努めていくこととしている。今年度は、7月12日、8月9日の2日間で、商品入替、展示室、棚、フローア等の清掃を行った。

(3) J I S ・ I S O安全衛生規格等整備普及事業（公益目的事業その3）

ア I S O安全衛生規格の整備及び普及

(ア) I S O規格関係受託事業の実施

a 受託事業「I S O / T C 8 5 / S C 2（放射線防護）分野における国際標準化」の実施

(株)三菱総合研究所より公募があった、平成29年度戦略的国際標準化加速事業：政府戦略分野に係る国際標準開発活動（テーマ名：I S O / T C 8 5 / S C 2(放射線防護)分野における国際標準化)事業について、応募書類（実施計画書、支出計画書）を作成し応募した結果、当協会は本事業を(株)三菱総合研究所から3年計画で受託した。

今後、I S O / T C 8 5 / S C 2国内審議委員会において、6件の規格についての国際標準化を図るとともに、平成31年度にT C 8 5 / S C 2国際会議を日本で開催することが計画されている。



これらの事業実施のため、平成29年度は国内審議委員会を7月18日と12月19日の2回、WG主査による運営会議を5月10日、9月21日、2月8日の3回開催した。また、国際会議については、6月13～16日にウースター（米国）、10月18～19日にロンドン（英国）、11月14～16日にボルドー（仏国）においてそれぞれ開催された会議に対して委員を派遣した。

平成30年度も前年度と同様に、TC85/SC2（放射線防護）国際会議に対して委員を派遣する予定である。

b 受託事業「ISO/TC94（SC14を除く。）分野における国際標準化」の実施

（株）三菱総合研究所より公募があった、平成29年度戦略的国際標準化加速事業：政府戦略分野に係る国際標準開発活動（テーマ名：ISO/TC94（SC14を除く。）における国際標準化）事業について、応募書類（実施計画書、支出計画書）を作成し応募した結果、当協会は本事業を（株）三菱総合研究所から3年計画で受託した。

平成29年度は、「一般利用者向け高視認性安全服規格（素案）」の検討を行うとともに、ISO提案を行うための検証試験を信州大学、ニッセンケンテストセンター等において実施した。

平成30年度も前年度と同様に、「一般利用者向け高視認性安全服規格（素案）」作成委員会において、「一般利用者向け高視認性安全服規格（素案）」の完成に向け、ISO提案を行うために必要な検証試験等を行う予定である。

(イ) 国内審議委員会等の適正な運営

国内関係者の意見調整等を適切に行うため、日本工業標準調査会から承認を得たISO国内審議団体である当協会に設けているISO/TC94（個人安全—保護衣及び保護具）国内審議委員会、ISO/TC94各SC国内審議分科委員会、ISO/TC145/SC2（安全標識）国内審議分科委員会、ISO/TC85/SC2（放射線防護）国内審議分科委員会等の適正な運営に努めた。

(ウ) 国際標準化の推進

当協会において、ISO/TC94（個人安全—保護衣及び保護具）等国内審議団体としての活動を行うとともに、その一環として、次のことにも努めた。

a ISO安全衛生規格の適切な整備に対する協力

ISO/TC94（個人安全—保護衣及び保護具）、ISO/TC145/SC2（安全標識）及びISO/TC85/SC2（放射線防護）の活動との連携を図ることにより、ISO安全衛生規格の適切な整備に協力すること。

b 「コンパチビリティに関するタスク・グループ」に対する支援

ISO/TC94（個人安全—保護衣及び保護具）に設置された「コンパチ

ビリティーに関するタスク・グループ」に対する支援を、当協会のISO/TC 94（個人安全—保護衣及び保護具）国内審議委員会に設けられたWGの運営を通じて行うこと。

イ JIS安全衛生規格の整備及び普及

(ア) JIS規格関係共同事業等の実施

a 経済産業省所管の安全衛生規格の整備に係る日本規格協会との共同事業として、次に掲げるものについて、明確な実施手順のもとに検討作業を行った。

[1] (改正) JIST8006 「熱及び火炎に対する防護服—防護服の選択、管理及び使用上の一般的事項」

[2] (改正) JIST8020 「熱及び火炎に対する防護服—放射熱暴露による防護服材料の性能評価」

[3] (改正) JIST8021 「熱及び火炎に対する防護服—火炎暴露時の熱伝達指数測定方法」

[4] (改正) JIST8022 「防護服—熱と炎からの防護—火炎伝ば性試験方法」

[5] (改正) JIST8023 「熱防護服及び装備品—熱風循環炉を使用する対流耐熱性試験方法」

[6] (改正) JIST8024 「熱及び火炎に対する防護服—火炎及び放射熱暴露時の熱伝達性測定方法」

[7] (新規) JIST8161 「防音保護具パートI」

[8] (新規) JIST8161 「防音保護具パートII」

[9] (改正) JIST8206 「携帯形可燃性ガス検知器」

[10] (改正) JIST8165 「安全帯」

b 工業標準化法第11条の規定によるJISの審議団体として、国内関係者の利害調整と意見集約を適切に行うため、当協会に設けている特設委員会の適正な運営等に努めた。

(4) 優良・快適保護具等開発推進・普及促進事業（公益目的事業その4）

ア 優良・快適保護具等の開発推進

(ア) 一般利用者向け高視認性安全服の（公社）日本保安用品協会規格の作成

平成27年10月に制定されたJIST8127「高視認性安全服」は、主に路上作業者等を対象とした高視認性安全服の規格であり、歩行者等の一般利用者には適用されないため、一般利用者向け高視認性安全服の規格を作成する必要があることから、当協会に「一般利用者向け高視認性安全服日本保安用品協会規格作成委員会」（以下「委員会」という。）を設置した。

本年度については、平成29年5月31日に第1回一般利用者向け高視認性安全服規格（素案）作成委員会、平成29年7月24日に第2回一般利用者向け高視認性安全服規格（素案）作成委員会を開催し、規格原案、試験内容等について検討を行った。

その後、平成29年7月31日のWGで規格原案、型式認定・推奨事業運用規定、型式認定・推奨事業運用委員会設置要綱等の検討を行い、平成29年8月22日のWGで型式認定申請書、型式認定合格書、型式認定合格品タグ交付申請書等の検討を行った。

これらの事項については、平成29年9月15日の会長副会長会議、第1回運営会議において了解を得るとともに、平成29年10月3日の理事会で承認を受けた後、平成29年11月1日に一般利用者向け高視認性安全服規格が発行され、一般利用者向け高視認性安全服に係る型式認定・推奨事業運用委員会を発足した。

また、平成30年2月6日に当協会において、第1回一般利用者向け高視認性安全服規格・型式認定申請説明会を行った。

イ 優良・快適保護具等の普及促進

(ア) ハーネス型安全帯の普及促進のための総合的な活動の推進

平成23年8月1日に設置した「ハーネス型安全帯の普及促進のための総合的な活動の推進に関する委員会」の運営を通じて、安全帯（胴ベルト、ハーネス）装着時の吊下り実証テストを実施し、その成果に関する報告書を作成した上、厚生労働省に提出した。

また、平成27年5月14日には、その技術的な研究成果の報告を日本安全帯研究会、関係団体、販売会社等にも幅広く参加頂き、吊下り体験、質疑応答も含め実施した。

さらに、平成28年7月にリーフレットを改正し、新しいリーフレットによりハーネス型安全帯の普及促進に努めた。

今年度においては、次のことを取り進めた。

a 神奈川県産業資源循環協会安全衛生大会における展示説明会の実施

5月20日、神奈川県産業資源循環協会第7回安全衛生大会（横浜情報文化センター）展示ブースにおいて、日本安全帯研究会の協力により、特に高視認性ハーネス型安全帯を展示し説明を行った。また、「ハーネス型安全帯を使用しよう！！」のリーフレットを配布し説明を行った。

- b (株)NHKアイテック社員研修におけるハーネス型安全帯の体験研修の実施  
5月22日～23日、全国にまたがるNHK所在地の技術系社員の研修を大阪市において実施した。研修の内容としては、ハーネスの着脱体験のほか、安全帯の各部強度試験、安全帯のぶら下がり体験、電柱、高所梯子、高所水平移動などの体験研修を24名の研修生に対して実施した。
  - c (一財)セメント協会における展示説明の実施  
6月8日～9日、(一財)セメント協会第67回安全衛生大会(東京証券会館8階)展示ブースにおいて、日本安全帯研究会の協力により、高視認ハーネス等の展示とリーフレットの配布、説明を行った。
  - d 子ども震ヶ関見学デーにおける体験コーナーと展示説明の実施  
8月2日～3日、中央合同庁舎5号館2階講堂で開催された子ども震ヶ関見学デーにおいて、ハーネスの装着およびぶら下がり体験を実施するとともに、各種ハーネスの展示とリーフレットによる説明を行った。ぶら下がり体験機器を使っの体験コーナーははじめてで、好評を博した。
  - e 建災防安全衛生教育センター内の広いスペースにおける展示実施  
7月12日、8月9日に4年ぶりに建災防安全衛生教育センター内の展示室、展示スペースの大幅商品入替と清掃を実施した。その際、建災防、協進会および日本安全帯研究会の協力をいただき、従来と比較して10倍以上のスペースに、ハーネスの多品種の展示、着脱コーナーの設置、リーフレットの大型パネルの壁への取付けを実施した。
  - f 緑十字展・建災防全国大会におけるリーフレットの活用とぶら下がり体験の実施  
10月5日～6日建災防全国大会(札幌市)及び11月8日～10日緑十字展のハーネス型安全帯のメーカーの展示ブースにおいて、リーフレットを配布するとともに、ハーネス型安全帯の体験道場等において、着脱、ぶら下がり体験等を実施した。
  - g 主職5団体年末年始安全大会におけるハーネス型安全帯の展示及びリーフレットの活用  
12月1日に開催された主職5団体年末年始安全大会において、ハーネス型安全帯の展示を行うとともに、リーフレットを配布した。
- (イ) J I S T 8 1 2 7 「高視認性安全服」普及促進事業  
平成27年10月に制定されたJ I S T 8 1 2 7 「高視認性安全服」の普及を図ることを目的として、「高視認性安全服普及委員会」(以下「委員会」という。)を設置し、普及促進方法等の検討を行うとともに、普及用パンフレットの作成を行った。

平成29年6月15日の第6回委員会において、普及活動のための展示可能な展示会について4団体から説明があり、各団体で準備をすることとなった。

平成29年8月22日の第7回委員会においては、(公社)日本保安用品協会から平成29年度子ども霞が関見学デー(8月2日、3日開催)での高視認性安全服の試着、展示についての報告を行った。また、(公財)日本ユニフォームセンターより、反射材フェア2017(10月14日、15日開催予定)に出展する予定である旨の報告があった。

平成29年10月10日の第8回委員会においては、(一社)日本防護服協議会より緑十字展の保護具体験コーナーの準備状況、建設業労働災害防止大会展示会における高視認性安全服の展示等の報告があった。

また、ニッセンケン品質評価センターより(一財)日本交通安全教育普及協会から「児童向け高視認性安全服関連製品 推奨規格」が発行されたとの報告、(一社)日本高視認性安全服研究所(JAVIS A)より名古屋駅近辺でJAVIS Aウォーキングを実施する予定であるとの報告、旭蝶繊維(株)よりドイツで開催されるA+Aの訪問を予定し高視認性安全服の使用状況も視察するとの報告、(公財)日本ユニフォームセンターより反射材フェアの開催概要の説明等があった。

(公社)日本保安用品協会からは、「一般利用者向け高視認性安全服規格:JSAA2001」の発行スケジュールの説明を行った。

平成30年3月12日の第9回委員会においては、(公社)日本保安用品協会より、「一般利用者向け高視認性安全服規格」の発行、各団体の説明会等で活用できる資料の説明を行った。また、合格証明票(レベルB及びC)、パンフレット、申請の手順概要、公的試験機関の説明も併せて行った。

#### (ウ) JISZ9097「津波避難誘導標識システム」及びJISZ9098「災害別避難誘導標識システム」の普及活動

普及活動を行うために、防災・減災 避難誘導標識普及委員会(以下「委員会」という。)を設置した。

普及活動の一部として、防災・減災 避難誘導標識システムガイドブック(以下「ガイドブック」という。)を作成することとなり、ガイドブックの作成のために、委員会を計5回開催した。平成29年8月24日開催の第5回委員会でガイドブックの原案をまとめ、平成29年9月15日開催の会長副会長会議、第1回運営会議にて報告された。

なお、平成29年10月3日開催の第2回理事会において承認を得た後、ガイドブックを発行・印刷を行い、会員会社等に対して配布を行った。

## 2 安全衛生保護具等活用定着支援事業の着実な推進

### (1) 保護具アドバイザー養成・確保等事業(公益目的事業その5)

#### ア 今年度の目標

##### [1] 保護具アドバイザーの総数1,450名の達成

養成講習の受講は順調に増えたものの、異動、退職、会社都合により更新

しない会員など減少を吸収しきれず総数は1,375名となり、目標は達成することが出来なかった。

〔2〕 保護具シニア・アドバイザーの総数400名の達成

〔1〕と同様の理由により、最終の人数は359名となり目標は達成することが出来なかった。

〔3〕 保護具アドバイザーに対して、最新の法令・通達の趣旨等を付与することにより、アドバイザー能力の向上に努める。

保護具アドバイザーに対して、最新の法令・通達の趣旨等を付与することにより、アドバイザー能力の向上に努めた。

イ 保護具アドバイザー養成講習等の適切な実施

事業場等に対する適正な保護具等の活用の基本に係る指導等に当たる適格者を確保するため、「通常作業保護具活用ガイドライン」、「保護具法令ガイド」、各種テキスト等を活用し、指導基準に沿って保護具アドバイザー養成・確保等事業の適切な実施に努めた。

(ア) 保護具アドバイザー養成講習関係

a 保護具アドバイザー養成講習等の実施

今年度においては、保護具アドバイザーの1,450名達成、かつ、保護具シニア・アドバイザー400名の達成を目指して、保護具アドバイザー養成講習を5回（東京3回、大阪1回および九州1回）、保護具シニア・アドバイザー養成講習を5回（東京3回、大阪1回、九州1回）開催した。

b 保護具シニア・アドバイザー養成講習の受講勧奨

事業場支援の充実の面から保護具アドバイザーの保護具シニア・アドバイザーへの移行を可能な限り促進することが望まれるから、平成24年度に会長名文書をもって関係の会員による協力を依頼しているところであり、今年度も、これまでに引き続き、保護具シニア・アドバイザー養成講習の受講の積極的な勧奨に努めた。

c 未受講者に対する受講促進

厚生労働省労働基準局長からの要請を受けて、保護具アドバイザーが事業場からの相談に十分対応できるよう、会員に対して、保護具アドバイザーの増員を図るため、未受講者に対する保護具アドバイザー養成講習の受講促進に努めるよう依頼した。

(イ) 保護具インストラクター等に対する能力向上教育の実施

a 保護具インストラクター関係

保護具インストラクターに対する「標識」関係の能力向上教育については、

適宜、実施に努めた。

b 保護具アドバイザー関係

保護具シニア・アドバイザー養成講習は、受講者におけるその内容の習得の確保のため、保護具アドバイザーである者に対するガイドラインに組み込まれた「産業用ガス検知警報器」及び「標識」に関する能力向上教育と併せて実施した。

c 第1種衛生管理者免許試験受験準備講習会の開催

保護具アドバイザーは保護具に関する労働安全衛生の専門家であるが、よりの確な指導を行うためには、保護具以外の一般的な労働安全衛生に関する知識も必要とされるので、昨年度に引き続き、保護具アドバイザーに対する能力向上教育の一環として、8月に第1種衛生管理者免許試験受験準備講習会の開催を予定したが、応募がなく見送りとなった。

d 保護具インストラクターの養成・確保

5日間の保護具アドバイザー養成講習「講師」養成研修および2日間の保護具インストラクター養成研修の開催は見送った。

ウ 保護具アドバイザーの登録

(ア) 「新規登録」関係

保護具アドバイザー及び保護具シニア・アドバイザー養成講習修了者については、できるだけ速やかに、それぞれ保護具アドバイザーおよび保護具シニア・アドバイザーとしての登録が行われるよう、当協会への登録を積極的に各該当者に勧奨した。

(イ) 「登録の更新」関係

a 登録更新の勧奨

昨年度に引き続き、保護具アドバイザーであって登録期間が満了するものについて、保護具アドバイザーとしての登録の更新を勧奨した。

b 登録証の交付

登録期限を迎えた保護具アドバイザーである者からその更新の手続きがあったときは、適切に事務処理を行い、更新に係る登録証を交付した。

c 保護具シニア・アドバイザーに対する登録有効期間の周知

保護具シニア・アドバイザーの場合も、その登録の有効期間が3年であることの周知等に努めた。

(ウ) 「非会員に所属する有資格者に係る登録」関係

当協会の非会員の保護具アドバイザー養成講習修了者（有資格者）から保護

具アドバイザーとしての登録申請があった場合には、平成24年1月23日策定の『当協会の非会員に所属する保護具アドバイザー養成講習修了者に係る登録条件』について、申請者に説明の上、先方がこれに同意し、かつ所定の様式による同意書を提出した場合は、適正な事務処理を行い、登録証を交付することとした。

エ 保護具アドバイザー養成のテキストの改訂

保護具アドバイザー養成のテキストである「通常作業保護具ガイドライン」及び「保護具法令ガイドライン」の改訂については、実施できなかった。

オ 保護具アドバイザー更新時教育についての検討

更新時の教育については、実施方法、実施時期、カリキュラム、資料等について引き続き検討中である。

(2) アドバイスサービス事業（公益目的事業その6）

ア 今年度の目標とその達成度

〔1〕 当協会による保護具アドバイザー派遣サービスの実績30件の達成に努めた。

今年度、出張サービスの実施件数は10件で、目標達成率は33%に留まった。なお、その内訳は、無料出張サービス7件及び有料出張サービス3件であった。

〔2〕 保護具インストラクター派遣サービスの実績30件の達成に努めた。

今年度、インストラクター派遣サービスの実施件数は通常ベースで8件、目標達成率は27%に留まった。ただし、東日本大震災に係る復旧・復興事業における労働災害防止対策としての中央労働災害防止協会主催「除染等業務特別教育」及び「事故由来廃棄物等処分業務特別教育」へのインストラクター派遣サービスの実績が、それぞれ、14件及び2件であった。これらを合算した場合には派遣実績が24件となり、目標達成率は80%であった。

〔3〕 会員による保護具アドバイザー派遣サービスの実績100件の達成に努めた。

今年度、アドバイスサービスを実施した会員からの当協会への実績報告は108件で、目標達成率は108%であった。

〔4〕 保護具アドバイザー派遣サービス及び保護具インストラクター派遣サービスの周知・PRに積極的に努めた。

各都道府県労働局に対する保護具インストラクター派遣サービスに関する情報を積極的に提供した。事業場に対する保護具に関する集団指導等を行う際に本サービスを利用頂けるよう努めた甲斐が有り、今年度は都道府県労働局の協力を得ての実施が1件あった。また、労働基準監督署主催の出張サービスを



6件実施した。

昨年度に引き続き、リーフレットを緑十字展、除染等業務特別教育、事故由来廃棄物等処分業務特別教育において配布し、インストラクター派遣サービスの周知・PRを積極的に行った。

## イ 会員によるアドバイスサービスの実施及び報告

### (ア) アドバイスサービスの実施

公益社団法人の行う公益目的事業としての実績を確保するため、関係の各会員および非会員は、事業の目的、基本方針等を踏まえて、ガイドラインおよび保護具法令ガイドを活用し、自己に所属する保護具アドバイザー及び保護具シニア・アドバイザーによるアドバイスサービス(事業場訪問時アドバイスサービス及び自社店舗内アドバイスサービス)を実施するよう努めた。

今年度、次のa及びbを合わせ、会員の実施したアドバイスサービスとして、会員から当協会に報告された件数は108件であった。

- a 事業場訪問時アドバイスサービス
- b 自社店舗内アドバイスサービス

### (イ) アドバイスサービスの実績の管理および報告

関係の各会員及び非会員においては、平成24年4月9日付けの会長名で示された「アドバイスサービス(出張サービスを除く。)の実績に係る当協会の報告について」(以下「新方針」という。)を基に、その保護具アドバイザーの行ったアドバイスサービスの実績を管理するとともに、その実施結果を当協会に報告するよう努めた。

今年度における会員によるアドバイスサービスの実施及び報告によると、会員別の実施件数は、次のとおりである。

[1]	ミドリ安全(株)	53件
[2]	(株)シモン	36件
[3]	アトム(株)	19件

## ウ 当協会及び会員による出張サービスの推進

平成22年度第2回理事会の承認に基づき制定された「アドバイスサービスの実施の促進に関する規則」(以下「出張サービス規則」という。)において定められている出張アドバイスサービス(以下「出張サービス」という。)を、同年12月3日付けで会長から示された実施要領に基づき、かつ、上記の「イ 今年度の目標」を踏まえ、次により積極的な実施に努めた。

(ア) 事業場からの出張サービスの依頼による保護具アドバイザーの派遣は、すべて当協会が行った。

なお、本出張サービスは、オーダーメイドのものではなく、希望の保護具に

ついでに適切な活用を教えるものであることを依頼者側に十分説明した。

(イ) 保護具アドバイザーの依頼事業場への派遣は、原則として、当協会による連絡調整のもとに最寄り（地元）の会員会社から行った。

(ウ) 無料の出張サービスとして、次のものを提供した。

無料の出張サービスとしての「指導・相談等出張サービス」（出張サービス規則第2条の1の（1）に定めるもの）

(エ) 有料の出張サービスとして、次のものを提供した。

a 講義・講演等出張サービス（出張サービス規則第2条の2の（1）に定めるもの）

b 説明・実演等出張サービス（出張サービス規則第2条の2の（2）に定めるもの）

(オ) 有料の出張サービスの料金は、公益サービスであるので、受益者負担の趣旨で 2,500円/人・回・時間とし、かつ、そのサービスの実施が協会の会員及び非会員のいずれのものによるかを問わず、協会の収入とした。

(カ) 今年度における無料出張サービスの実績は、次のとおりであった。

a 平成29年5月11日 八王子労働基準監督署の依頼により、八王子労政会館において、ハーネス型安全帯の着用のポイントについてアドバイスをを行った。

b 平成29年5月15日 八王子労働基準監督署町田支署の依頼により、町田地方合同庁舎において、ハーネス型安全帯の着用のポイントについてアドバイスをを行った。

c 平成29年6月29日 八王子労働基準監督署の依頼により、八王子労政会館において、ハーネス型安全帯の着用のポイントについてアドバイスをを行った。

d 平成29年8月31日 八王子労働基準監督署の依頼により、八王子労政会館において、ハーネス型安全帯の着用のポイントについてアドバイスをを行った。

e 平成29年11月20日 八王子労働基準監督署の依頼により、八王子労

政会館において、ハーネス型安全帯の着用のポイントについてアドバイスを行った。

f 平成30年2月8日 高知労働局の依頼により、労働基準部会議室において、ハーネス型安全帯の着用のポイントについてアドバイスを行った。

g 平成30年2月19日 八王子労働基準監督署の依頼により、八王子労政会館において、ハーネス型安全帯の着用のポイントについてアドバイスを行った。

(キ) 今年度における有料出張サービスの実績は、次のとおりであった。

a 平成29年5月24日 建設廃棄物協同組合からの依頼により、東京都中央区の京橋区民会館において、安全帯の正しい使い方・点検のポイントについてアドバイスを行った。

b 平成30年1月12日及び1月19日 石川県能美市のハウメットジャパン(株)において、ハーネス型安全帯、防じん・防毒マスクについて、実技を中心にアドバイスを行った。

エ 当協会及び会員による保護具インストラクター派遣サービスの実施

地方公共団体、国の機関、企業その他これらに準ずるものが行う研修、講習等に対し保護具等に関する講義、実演等の依頼が当協会にあった場合には、アドバイスサービスの一環である公益サービスとして、保護具インストラクターである者又はそのチーム(保護具アドバイザーである者を含む。)の派遣によるアドバイスサービス(以下「インストラクター派遣サービス」という。)を、次により行った。

(ア) 依頼者の希望するプログラム、教材等を作成して行うもの(オーダーメイド・サービス)を含む保護具等の適正な活用に関する有料サービスとして行うこと。

(イ) インストラクター派遣サービスの利用者は、その定める単価またはこれに準ずる内部基準により利用したサービス(教材等の作成を含む。)の料金を当協会に支払うこと。

(ウ) インストラクター派遣サービスの実施が当協会の会員及び非会員のいずれのものによるかを問わず、利用者の支払った料金は、当協会の収入とすること。

なお、利用者が支払った交通費、旅費・宿泊費は、一旦、当協会を受領し、当協会から派遣された保護具インストラクター等に支払うものとしたこと。

今年度におけるインストラクター派遣サービスの実績は、次のとおりであった。

- a 平成29年6月7日及び6月23日 労働政策研究・研修機構労働大学校・新任労働基準監督官研修で両日とも保護具インストラクター6名により呼吸用保護具について講義、実演を行った。
- b 平成29年8月29日 独立行政法人 労働者健康安全機構 奈良産業保健総合支援センター主催の研修会で保護具インストラクター2名により呼吸用保護具、防音保護具及び保護手袋等について講義を行い、サンプルによる装着体験を実施した。
- c 平成29年10月28日 一般社団法人 横浜市医師会主催の認定産業医研修会で保護具インストラクター3名により呼吸用保護具、防音保護具及び保護手袋等について講義を行い、サンプルによる装着体験を実施した。
- d 平成29年9月12日 独立行政法人 労働者健康安全機構 奈良産業保健総合支援センター主催の認定産業医研修会で保護具インストラクター2名により呼吸用保護具、防音保護具及び保護手袋等について講義を行い、サンプルによる装着体験を実施した。
- e 平成29年11月25日 (一社)日本労働安全衛生コンサルタント会主催の認定産業医研修会で保護具インストラクター3名により呼吸用保護具、防護服及び保護手袋について講義、実演を行った。
- f 平成29年12月17日 産業医科大学の依頼により、認定産業医研修の中で保護具インストラクター3名により、保護具等の選択・使用・保守管理について講義と実演を行った。
- g 平成30年2月20日 経済産業省・経済産業研修所主催 鉱務監督官研修で保護具インストラクター1名により保護帽、安全帯、防じんマスク等について講義、実演を行った。

カ 事業の進行管理及び支援

当協会において、本事業を適切かつ効果的に実施するため、次のことの実施に努めた。

- [1] アドバイスサービスに関するPR資料の作成及びこれの活用による国、関係団体、事業場等に対する周知
- [2] 当協会および会員ならびに非会員が行うアドバイスサービスに伴うトラブルその他の問題の把握およびそれへの対処

〔3〕 保護具アドバイザーに対する情報・相談サービス・ネットワークの確立

〔4〕 その他アドバイスサービス事業の適切かつ効果的な実施に必要なこと

キ 九州北部豪雨災害の被災地に係る労働災害防止のための支援

国の要請を踏まえ、かつ、公益法人としての役割を果たすため、当協会および会員が一丸となって、平成29年6月～7月に発生した九州北部豪雨災害の被災地に係る復旧・復興工事に伴う労働災害防止等のために必要な保護具等に関し、次のことの積極的かつ機動的な実施に努めた。

〔1〕 保護具等で可能なものについての無償提供

九州北部豪雨災害に対する対応として、会員企業等の協力を得て、防じんマスク、保護めがね、電解質補給用品（粉末、飴）、危険個所表示用トラテープ等の各種保安用品を福岡労働局、大分労働局等を通じて災害廃棄物の処理や災害復旧作業を行う被災者、事業者、ボランティア等の方々に対して無償提供を行った。

〔2〕 保護具等の供給および需要等に関する情報提供

被災地からの要望、製造メーカーにおける在庫状況等に応じ、随時、保護具等の供給および需要等に関する情報提供を行った。

#### 第4 収益事業の積極的推進

##### 1 放射線安全技術講習会の開催

第1種および第2種放射線取扱主任者試験受験準備講習会である、この講習会については、収益事業としての計画のもとに適切な実施を図ることにより確実にその成果を上げるよう努めた。

(1) 第1種放射線取扱主任者試験準備講習会

第1種講習会は、6月12日～6月17日の間、当協会会議室で開催した。受講者は7名であった。

(2) 第2種放射線取扱主任者試験準備講習会

第2種講習会は、6月26日～6月30日の間、当協会会議室で開催した。受講者は15名であった。

これまでの傾向として年々参加者が減少しており、昨年度は回復したが、今年度は、また、減少に転じた。今後ともその減少傾向に歯止めを掛けるとともに、更なる増加策を検討していく必要がある。

##### 2 図書の販売

(1) 「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」の販売

「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」の平成29年度の販売実績は、合計143冊であった。平成29年度末在庫数は25冊となり、平成30年度は改訂版を発

行する予定である。

## (2) 「保護具ポケットブック」の販売

平成28年度に作成し、3,000部を印刷した「保護具ポケットブック」については、保護具アドバイザーを有する会員企業をはじめとして、保護具等を使用するユーザー企業に対しても積極的に販売を行うことにより、保護具等に関する正しい理解をなお一層広め、保護具等の更なる普及促進を図った。

その結果、平成30年3月末までに、合計2,175冊を頒布した。

## 第5 その他の事業

### 1 個人線量計測定技術評価事業の実施

本事業は、個人線量計の測定サービスを行う事業者におけるその測定精度を担保するため、当協会が第三者としてその事業者の測定精度をチェックし、その結果に基づき指導を行う精度管理事業である。

今年度は第1回WG委員会を平成29年7月27日に、第1回本委員会を平成29年8月31日に開催し測定精度試験の試験条件等を決定した。なお、次年度以降の基準となるIEC規格に基づく新規JISに関する検討も実施した。

また、第2回WG委員会を平成30年2月27日に、第2回本委員会を平成30年3月22日に開催し、試験結果の審議及び評価に関する検討を実施した。

なお、平成29年度の測定精度試験報告書は平成30年4月中旬頃に完成する予定である。

### 2 安全見学会の実施

保護具等の質的向上及び普及促進にとって有益な見聞、情報を得ることができる機会を当協会会員に提供するため、関係者からの意見を聞き、検討を行ったが、受け入れてくれる適当な施設がなかったため、今年度の実施は見送ることとした。

### 3 保護具等工業会等に対する支援

当協会の行う公益目的事業は、当協会が統括的な活動を担う一方、保護具等工業会等は関係の保護具等の技術等についての具体的な活動に当たることにより、両者一体となって実施しているので、その適切な実施を確保するため、保護具等工業会等のうち運営、活動面で当協会の支援を必要とするものに対し、当協会が、引き続き支援を行った。

また、当協会の支援を受けた保護具等工業会等においては、支援経費の一部を負担した。

#### 支援対象である保護具等工業会等一覧

(1) 一般社団法人日本ヘルメット工業会	(6) 日本プロテクティブスニーカー協会
(2) 日本安全靴工業会	(7) 日本労働災害防止推進会

(3) 産業用ガス検知警報器工業会	(8) 建設業労働災害防止協進会
(4) 日本呼吸用保護具工業会	(9) 日本聴力保護研究会
(5) 日本安全帯研究会	

(注) (1)～(6)及び(9)は当協会維持会員で、(7)及び(8)は当協会の賛助会員である。

## 第6 広報事業の推進

### 1 月刊機関誌「セイフティダイジェスト」の発行

(1) 月刊機関誌「セイフティダイジェスト」において、当協会が公益社団法人として行う6つの公益目的事業等の今年度における実施状況等に関する記事等を掲載することにより、これらの公益目的事業の関係者に対する周知とともに、その適切な実施に必要な情報の入手等に努めた。

(2) 「セイフティダイジェスト」の構成および内容について、6つの公益目的事業等の周知および推進のための機関誌としてふさわしいものとなるよう、編集委員会の運営を通じて、それらの充実に努めた。

(3) 広報委員会に設置された「セイフティダイジェスト見直し作業ワーキンググループ」において、配布先の拡大、掲載記事の充実、広告記事の増加等について検討を行い、平成30年度より約650冊から約1200冊に増刷することを決定した。

### 2 ホームページの改正

(1) 当協会が公益社団法人として行う6つの公益目的事業に関する情報を関係者に提供することにより、これらの事業の周知を図った。

(2) 当協会の事業活動、運営全般、行政情報及び各種情報の提供について更なる充実を図るとともに、必要な情報開示に努めた。

### 3 研究発表を通じたPR

中央労働災害防止協会主催の第76回全国産業安全衛生大会において、当協会普通会员であるミドリ安全株式会社より研究発表が行われ、併せて当協会及びその事業等のPRに努めた。

### 4 協会案内の活用及び積極的なPR

協会案内（「公益社団法人 日本保安用品協会のご案内」）等を用い、その積極的な活用により当協会のPRに努め、併せて協会案内の見直しを行った。

## 第7 会員の確保および入会の促進

### 1 今年度の目標

特例賛助会員の総数は、昨年度末53社であったのに対し、今年度においては6社

増加し59社となり、目標の60社達成にはあと一步という状況となった。

## 2 特例賛助会員の入会促進

- (1) 保護具等の製造または販売業者で、当協会の維持会員の会員である者のうち当協会の会員になっていないものに対し、PRちらしを活用し、関係の保護具工業会等の協力を得て、昨年度に引き続き会員としての入会を勧奨した。
- (2) 平成19年以前に賛助会員として入会している保護具等の製造又は販売業者に対し、昨年度に引き続き、保護具アドバイザー制度に参加することにより特例賛助会員に移行するよう自主的な対応を促した。

## 3 特別会員の増員

- (1) 公益目的事業、特に安全衛生保護具等開発普及支援事業で予定している調査研究の円滑な推進のため、外部の学識経験者から随時、協力を得ることのできる体制が是非とも必要であるので、今年度においても、当協会維持会員である保護具工業会等からの協力を得て、外部の専門家の当協会への特別会員としての加入の促進に努めた。
- (2) 公益目的事業である、優良・快適保護具等の開発推進・普及促進事業の推進・発展のためには、エンドユーザーである事業場等から情報を収集し、その協力を得ることが必要であるので、民間企業の労働安全衛生担当部長等の特別会員としての入会への働き掛けに努めた。

## 4 会員の確保及び入会促進

保護具等の製造又は販売業者であって、非会員であるものに対して、PRちらしを活用して公益社団法人の会員になることの意義等、国に認められた保護具アドバイザー制度の有用性等を強調しながら、普通会员等への入会についてできるだけ勧奨に努めた。この結果、本年度においては普通会员として1社、賛助会員として3社・2法人の入会があった。

## 第8 会議の開催、行事の実施

### 1 会議の開催

諸会議、各委員会については、次のとおり開催した。

諸会議	
(1) 定時総会 1回 平成29年 6月 9日 (金)	(4) 工業会等連絡会議 開催なし



<p>(2) 理事会 4回  第1回：平成29年 5月12日(金)  第2回：平成29年10月 3日(火)  臨時：平成29年12月 8日(金)  第3回：平成30年 3月16日(金)</p> <p>(3) 評議員会 2回(理事会と合同)  第1回：平成29年 5月12日(金)  第2回：平成30年 3月16日(金)</p>	<p>(5) 会長・副会長会議 3回  第1回：平成29年 9月15日(金)  第2回：平成29年12月 8日(金)  第3回：平成30年 3月 6日(火)</p> <p>(6) 運営会議 2回  第1回：平成29年 9月15日(金)  第2回：平成30年 3月 6日(火)</p>
---	---

常設委員会	
<p>(1) 財務委員会 開催なし</p> <p>(2) 内部監査委員会 第1回：平成28年 4月25日(月) 第2回：平成28年10月 6日(木)</p> <p>(3) 総務委員会 開催なし</p> <p>(4) 事業推進委員会 開催なし</p> <p>(5) 広報委員会 2回 第1回：平成29年 7月 5日(水) 第2回：平成30年 3月 1日(木)</p> <p>・ホームページワーキンググループ 開催無し</p>	<p>・セイフティダイジェストワーキンググループ 2回 第1回：平成29年 7月24日(木) 第2回：平成29年 8月 4日(金)</p> <p>(6) 編集専門委員会 12回 第 4回：平成29年 4月 6日(木) 第 5回：平成29年 4月26日(水) 第 6回：平成29年 6月 1日(木) 第 7回：平成29年 7月 5日(水) 第 8回：平成29年 8月 4日(金) 第 9回：平成29年 9月 1日(金) 第10回：平成29年 9月28日(木) 第11回：平成29年11月 2日(木) 第12回：平成29年12月 8日(金) 第 1回：平成30年 1月15日(月) 第 2回：平成30年 2月 1日(木) 第 3回：平成30年 3月 1日(木)</p>

## 2 行事の実施

### 賀詞交歓会の開催

平成30年1月10日(水)にKKR HOTEL TOKYOにおいて、総数16名(来賓を含む。)の参加を得て開催した。

## 第9 適切な管理・運営の実施

- 〔1〕 財務状態を改善するとともに、財政基盤の明確化に努めた。
- 〔2〕 平成18年度に会長が定めた事務処理実施要領および日常経理処理実施要領（平成21年4月改正）に沿った適正な事務および経理の処理に努めた。
- 〔3〕 適正な監査の実施を確保することにより情報開示の適正性を高めるよう努めた。
- 〔4〕 公益目的事業の適切な実施のため公益法人型事業運営への移行に対応する業務推進体制の整備に努めた。

以上